

令和 7 年度 大阪府舟運ルート発掘・創出事業補助金 募集要領

大阪府では、大阪と兵庫をはじめとした周辺の港を結ぶ新たな航路を活用した旅行商品の開発や定着につながるよう、旅行会社が行う商品の企画・造成等にかかる費用の一部を補助する「大阪府舟運ルート発掘・創出事業補助金」の補助対象事業を募集します。

1 事業の趣旨・目的

大阪府では、兵庫県と連携し、2025 年大阪・関西万博を契機に、海上交通を活用した広域周遊の実現をめざし、大阪・兵庫間における舟運ルートの発掘・創出に向けた取組を進めています。万博期間中にはクルーズ船が運航されており、万博終了後も引き続き、大阪と神戸などを結ぶ新たな航路の創出や定着を図り、海上交通を活用した広域周遊の実現につなげていきます。

本事業では、大阪と兵庫をはじめとした周辺の港を結ぶ新たな航路を活用した旅行商品の開発や定着につながるよう、旅行会社が行う商品の企画・造成等にかかる費用の一部を補助する「大阪府舟運ルート発掘・創出事業補助金」の補助対象事業を募集します。

2 補助内容

(1) 補助対象事業数

5 事業

ただし、審査の結果を踏まえ、予算の範囲内で対象事業数を増やすことがあります。

(2) 補助金額・補助率

1 事業あたりの補助金額は、50 万円を上限とし、補助対象経費の 2 分の 1 以内とします。

ただし、補助対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合は、補助対象経費から当該補助金を控除した額の 2 分の 1 とします。

3 募集期間

令和 7 年 8 月 1 日（金曜日）から **令和 8 年 1 月 30 日（金曜日）まで（募集期間を延長しました）**
※補助金交付予定額が予算上限に達した時点で受付を終了します。

4 補助対象者

補助対象者（応募事業者）は、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定に基づく登録を受けている旅行業者です。なお、次に掲げる者は応募できません。

- ① 直近 3 事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- ② 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者
- ③ 宗教活動や政治活動を目的にしている者
- ④ 大阪府補助金交付規則（昭和 45 年大阪府規則第 85 号）第 2 条第 2 号のイからハのいずれかに該当する者

5 補助対象事業

補助対象となる事業は、次の(1)から(5)までの要件を全て満たすものとします。

- (1) 大阪府内にある港と瀬戸内海（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 2 条第 1 号に定めるものをいう。）に接する兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県及び香川県内にある港を結ぶクルーズと周辺観光や食事、宿泊をセットにした募集型企画旅行の

商品（以下「旅行商品」という。）を造成し、販売すること。

- (2) 令和7年10月14日から令和8年3月19日までの間に催行される旅行商品であること。なお、出発日、帰着日いずれもこの期間内であること。
- (3) 販売期間を一定期間設け、チラシやパンフレット、メールマガジン、ホームページ、新聞、SNS等を用いて広報すること。
- (4) 催行毎に旅行者の属性把握や満足度を測るアンケートを実施し、記録写真とともに実績報告時に提出すること。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした旅行商品でないこと。

6 補助対象経費

本事業に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定以降に、契約、発注、購入等を行い、かつ領収書等の書類によって金額が確認できる、次に掲げる経費を補助の対象とします。

補助対象経費	内 容
旅行商品の企画・造成費用	■周辺観光資源の抽出に係る経費 ＜例＞周辺観光地の視察に係る旅費・入場料、書籍等の購入費など ■コンテンツやプログラムの開発・改善に係る経費 ＜例＞船内コンテンツの企画経費、WEBサイト構築・改修費など ■関係事業者との検討会開催経費 ＜例＞会場費、資料印刷費、旅費など
プロモーション費用	■クルーズツアーの魅力発信や舟運の活性化に資するプロモーション経費 ＜例＞デジタルサイネージやWEB等における広告制作・掲出費、パンフレット等の企画デザイン・印刷費、各種広報媒体の翻訳費用等

※補助の対象外となる経費

旅行商品の催行に要する費用（傭船料・燃料費・人件費等の運航費、船内イベント実施に係る人件費・飲食費・消耗品費等船内コンテンツ実施費、周辺観光地における観光ツアー等に係る経費、補助事業者の人件費など）、借入れに伴う支払い利息、公租公課、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、パソコン等の備品購入費用、その他知事が適当でないとする費用。

7 事業への応募にあたっての留意事項

- (1) 本事業は、旅行商品の定着化を図るため、旅行商品の立ち上げ時に発生する企画・造成費用及びプロモーション費用にかかる費用の一部を補助することを目的としていますので、旅行商品の催行そのものに要する費用については、参加者からの旅行代金を充当するなど、経理を区分してください。
- (2) 同一の旅行業者から最大2件まで応募することができるものとします。ただし、運航経路又は立ち寄る周辺観光地が異なる旅行商品としてください。なお、1つの旅行商品で複数日催行するものであっても、1件とみなします。
- (3) 応募時点で既に販売している旅行商品について応募することはできません。
- (4) 補助事業終了後も、継続して販売を検討している旅行商品について応募してください。なお、補助事業終了後、令和8年度及び令和9年度の商品化実績について、ヒアリング等を実施します。

- (5) 補助事業の実施状況の確認や評価のため、進捗状況の報告を求めたり、府職員による視察を行うことがあります。
- (6) 大阪府では、補助事業について、SNS やホームページ等で情報発信を行いますので、広報媒体のデータや URL 等の提供をお願いします。
- (7) 補助金の交付決定を受けた事業主は、大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第 17 条第 1 項の規定により、障がい者の雇用状況を報告していただく必要があります。詳細は次のホームページをご確認ください。
- <https://www.pref.osaka.lg.jp/o110100/koyotaisaku/syogaisyakoyo/kouhouchirashi.html>

8 応募の手続き

本事業に関する応募手続等は、以下のとおりです。

本募集要領の内容を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 募集要領の配布方法及び応募書類の受付

① 募集要領配布方法

大阪府ホームページ

https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/toshimiryoku/syuun_hyogo_oosaka/syuun_hojo.html

からダウンロードしてください。（郵送による配布は行いません。）

② 応募書類受付期間

令和 7 年 8 月 1 日（金曜日）から **令和 8 年 1 月 30 日（金曜日）まで**（必着）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 10 時から午後 5 時まで）

③ 応募書類提出方法

事前に下記問い合わせ先に電話でご連絡いただき、下記受付場所までご持参の上提出してください。

④ 受付場所

大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課水と光のまち・にぎわいの森推進グループ

郵便番号：559-8555

所在地：大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)37 階

電話番号：06-6210-9332

⑤ 費用の負担

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。

⑥ 提出における留意点

提出書類持参の際に内容確認のため**ヒアリングを実施**します。ヒアリングは応募書類をもとに実施いたしますので、ご提出いただく応募書類と同じものをお手元にご用意ください。

(2) 応募書類

下記①・②の書類を提出してください。

① 大阪府舟運ルート発掘・創出事業計画書（要綱様式第 1 号）：正本 1 部、副本 1 部

② 誓約書（要綱様式第 2 号）：正本 1 部、副本 1 部

※ なお、補助事業の採択後、補助金の交付申請時には要綱第 8 条に基づき以下の書類の提出を求めます。

ア 大阪府舟運ルート発掘・創出事業補助金交付申請書（要綱様式第 3 号）

イ 大阪府舟運ルート発掘・創出事業計画書（要綱様式第 1 号）

- ウ 納税証明書（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）
- ・ 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
（大阪府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するもの）
 - ・ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ 要件確認申立書（要綱様式第４号）
- オ 暴力団等審査情報（要綱様式第５号）
- カ 旅行業登録証の写し

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。

なお、応募書類は本件に係る補助事業の採択のためにのみ使用し、他の目的には使用しません。

(4) その他

① 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれをＡ４ファイルに綴って提出してください。

② 表紙及び背表紙には、応募事業者名を記入してください。

<記入例>

「大阪府舟運ルート発掘・創出事業補助金応募書類一式<事業者名>」

③ 書類提出後の差し替えは認めませんが、大阪府が修正や追加提出等を求める場合は提出してください。また、その際は電子データによる提出でも問題ありません。

9 問い合わせ先

大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課水と光のまち・にぎわいの森推進グループ

郵便番号：５５９－８５５５

所在地：大阪市住之江区南港北１-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）３７階

電話番号：０６-６２１０-９３３２ ファクシミリ番号：０６-６２１０-９３１６

E-mail : toshimiryoku-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp